（漁業災害補償法の一部改正）

第百四十条　漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第百九十六条の十第三号中「第十七条第一項又は第十九条第一項」を「第十七条又は第十九条」に改める。

第百九十六条の十一第一項中「第十七条第一項」を「第十七条」に改める。

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正）

第百四十一条　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第二項中「第十四条第一項」を「第十四条」に改める。

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正）

第百四十二条　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の表第十七条第一項の項中「第十七条第一項」を「第十七条」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第百四十三条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表独立行政法人評価委員会の項を削る。

第十三条第五号中「独立行政法人に」を「国立研究開発法人に」に改め、同号イからニまでを次のように改める。

イ　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

ロ　国立研究開発法人農業生物資源研究所

ハ　国立研究開発法人農業環境技術研究所

ニ　国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正）

第百四十四条　独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（行政執行法人）」に改め、同条中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第九条を次のように改める。

（理事長及び理事の任期）

第九条　通則法第二十一条の三第一項の個別法で定める期間は、四年とする。

2　理事の任期は、二年とする。

第十一条第一項中「通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度」を「毎事業年度」に、「当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画」を「翌事業年度に係る通則法第三十五条の十第一項の認可を受けた事業計画」に、「当該次の中期目標の期間」を「翌事業年度」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十二条の見出し中「要請」を「命令」に改め、同条第一項中「要請する」を「命ずる」に改め、同条第二項を削る。

第十三条中「、主務省」及び「、農林水産省」を削る。

第十四条に次の一号を加える。

三　第十二条の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。

（独立行政法人種苗管理センター法の一部改正）

第百四十五条　独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　センターは、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十二条第二項中「、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「、主務省」及び「、農林水産省」を削る。

（独立行政法人家畜改良センター法の一部改正）

第百四十六条　独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　センターは、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十二条第二項中「、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「、主務省」及び「、農林水産省」を削る。

（独立行政法人水産大学校法の一部改正）

第百四十七条　独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　大学校は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十二条第二項中「、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「、主務省」及び「、農林水産省」を削る。

（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正）

第百四十八条　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法

第一条、第三条及び第四条第一項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第四条の二　研究機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十一条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十六条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第四項」を「、第二項」に改め、「、第二項中「主務省（前条第二号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省）」とあるのは「農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省」と」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第三条の二　センターは、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。